

## 平成21年 第2回定例会一般質問

○議長 横尾 武志君

6番、岡議員の一般質問を許します。岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

6番、岡夏子。一般質問を行います。

まず、1回目の一般質問に先立ちまして、私の通告書の年号のところでも誤りがございましたので、おわびして訂正させていただきます。

まず、海浜公園の冒頭の1番目の、「1987年（昭和62年）」を、「1988年（昭和63年）」に訂正させていただきます。

2つ目は、港湾緑地についての1番目の冒頭「1988年（昭和63年）」のところを「1989年（平成元年）」に訂正させていただきます。

それでは、1回目の質問を行います。

海浜公園の遊歩道の砂の除去について。海浜公園遊歩道の砂除去について、1988年（昭和63年）、県と町が結んだ遊歩道の管理委託契約締結時の覚書では県が行うとなっております。

しかし、覚書の変更はされないまま町は2003年（平成15年度）から砂を除去し、支出しておられます。なぜか理由をお尋ねいたします。

2番目に、2003年から昨年までの遊歩道砂除去費用の総額は約1,800万円です。これは本来県が除去し支出すべきもので、支出は不当、違法であると考えます。町長は町にこれらの額を返還し、県に対して返還請求すべきと考えますが、町長に見解をお尋ねいたします。

2番目として、港湾緑地について。町は1989年（平成元年）に、県と港湾緑地の管理業務委託契約を結んでおられますが、その経緯と委託内容をお尋ねいたします。

2番目に、町は2002年（平成14年度）まで管理業務を行い、総額約8,200万円を支出しております。そのうち樹木の管理委託費は約7,100万円で、全体の87%を占めております。莫大な税金を投じてきておりますけれども、2003年以降緑地の管理はどうなっているのかお尋ねいたします。

最後に、広大な緑地は一部を除き雑草が生い茂り憩いの場にはなっておりません。周辺町民の方々からも防災・防犯上において危惧する声も多く上げられております。緑地の整備については早急な対応が必要であります。町はどのように考えておられるのかお尋ねいたします。

なお、私のこの2つの件について、お手元のほうに参考資料として配らせていただいております。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長 横尾 武志君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長 内海 猛年君

それでは、件名、海浜公園遊歩道の砂の除去について。要旨1点目の覚書を結んでいないのに砂を除去し支出してるがというご質問でございます。

本日は、行政のほうからお手元のほうに覚書と、それから海浜公園の平面図を配らせていただいております。

まず、この平面図に沿ってご説明をさせていただきます。

海浜公園は14万6,606平米でございます。そのうちのブルーの面積、これが約7万平米。これは国有財産ということで財務省から無償貸与を受けてる区域でございます。ピンクの部分、これは国土交通省所管の海岸保全区域ということで、保全区域の管理をいたします県から海岸保全区域占用承認を受けている部分でございます。

そして、黄色の部分、これは海岸保全区域占用面積4万7,000のうち、花壇、遊歩道、植栽の1,120平米について、海岸保全区域占用承認とは別に、先ほど岡議員が言われました昭和63年11月8日付で県と芦屋海岸遊歩道管理委託契約及び芦屋海岸遊歩道の飛砂対策に関する覚書を締結してるところであります。

飛砂対策につきましては、覚書——お手元に配っております。覚書の1項目に、「当該管理委託施設の機能回復のための飛砂除去については、当面甲において実施する。」ということで県が実施するようになっております。そのような状況の中で、覚書締結後63年より平成14年度までは県のほうにおいて実施していただいております。

平成13年の5月に県港湾課より、覚書に定められている「当面」ということに対する部分ですが、もう既に10年以上経過していると、一般常識で考えても当面の間は過ぎているという判断。それと飛砂は自然現象であり県の責任ではないという考えから、今後砂の除去は実施しない方針が示されました。

芦屋町といたしましては、従来どおり県のほうに実施していただきたいという要望をずっと重ねてまいりました。その関係で15年度以降についても覚書は変更せず、そのまま要望を重ねながらまいっております。

しかし、県が実施しないという方針が変わらず、芦屋町といたしましても、海水浴場やレジャープールの影響を考え、15年度より町費により遊歩道の砂を除去いたしております。

平成18年には、いろいろ協議を重ねた中で抜本的な対策が講じられるまでの間、町が遊歩道の砂を海岸側、要するにこれの海浜側です。——海浜側のほうに搬出し、その搬出した海浜の砂は県の予算で処理するという協議が整いました。そういうような中で、覚書を変更するようない

たしておりましたけども、県の内部の中で港湾緑地の管理委託契約との関係が出てくるということとこの覚書の締結ができず、現在保留の状態になっております。

芦屋町といたしましては、占用しております海浜公園について、利用者の影響や海岸保全区域占用承認の許可条件であります占用物件等の維持、修繕及び管理については占用者が責任を持つて行うことということが明記されておりますので、このような状況に基づきまして、現在町の予算におきまして、飛砂対策を進め維持管理を行っているところであります。

なお、海岸保全区域の占用承認は平成23年3月31日まで許可をいただいております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

遊歩道の砂の除去の2点目は、この総額15年から、平成15年から20年まで1,800万円強払ってると。これは本来県が除去し支出すべきもので、支出は不当、違法であるということなんです、岡議員にお聞きしたいんですが、この文言で、「町長は、町にこれらの額を返還し、県に対して返還請求をすべき」まず私が町に返還をして、そしてその後に県に請求をなさいという意味なんではいでしょうか。その辺ちょっと、もう一度。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

1回目の答弁をるるいただいてから、2回目のところでそのことに詳しく触れたいと思っておりますので、議長、もし今の件が町長お答えになれなければ飛ばしていただいて結構ですので、とりあえず最後まで1回目の質問の答弁をいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

ちょっと、質問がそういう質問なんで、ちょっと疑問に思ったもので、個人が県に請求するということは、町として契約をしていること、長が県に請求することができるんかなとちょっと一瞬思ったものでお聞きしたわけでございます。

このことについて、では、この通告書どおりに答弁ささせていただきますが、海浜公園の用地のうち、先ほど来課長が答弁しましたように、国有地についてはそれぞれの関係機関より無償貸与、占用承認の許可を得て使用させていただいております。

許可のいわゆる、許可を得る際には必ず条件がどんな場合でもつくわけでございます、この条

件には使用者が維持、管理に努めることが明記されております。町はその許可条件に基づいて維持、管理を行っておるわけであります。

遊歩道の砂除去につきましては、県が覚書に明記されている「当面」という解釈の違いで砂除去を廃止されたことで、15年から町費で砂状況を行ったことに対しては、先ほど述べましたように芦屋町には維持、管理に努める責務があるのではないかと考えております。よって、支出行為は不当、違法に当たるとは考えておりません。

それから、蛇足ですが、岡議員の質問の1項目の覚書で県が行うとなっていると。これはこの前に「当面」が抜けているのではないかと思うんです。覚書には「当面」という言葉があるんですが、ちょっとこの文言では何か聞かれている方は錯覚を覚えるのではないかと思います。この「当面」という言葉が岡議員も出されておられる覚書に書いてありますので、その辺も絡めて答弁とさせていただきます。

**○議長 横尾 武志君**

環境住宅課長。

**○環境住宅課長 守田 俊次君**

件名2番の港湾緑地について、要旨1点目の平成元年に福岡県と港湾緑地管理業務委託契約を締結しております、その経緯と委託内容についてでございますが、芦屋港湾の背後地に整備されました当該緑地は、港湾建設に合わせまして景観をよくするため、そして緩衝地帯の役目及び北西風による飛砂を少しでも防止する目的で、緑地整備につきまして芦屋町が福岡県に要望いたしまして、県において整備され、その後の各種管理を芦屋町が行うことで合意されまして、平成元年に現在のA・B・C3地区のうちのA地区を対象に最初の契約が締結されたようでございます。

当時の委託契約の内容につきましては4点ほどございまして、1点目が園地及び施設などの維持管理、2点目、清掃及び軽微な補修、3点目、竹木及び植物などの育成管理、4点目、利用者の安全、衛生及び利便供与となっております。この費用負担につきましては芦屋町が負担をし、委託期間につきましては平成元年度の1年間となっております。

次、要旨2番目でございますが、平成14年まで町のほうで管理業務をやっております。総額約8,200万円ほどとなっており、そのうち樹木の管理委託費については7,100万円ということで多くの経費を投じてまいってきております。その03年以降の緑地の管理ということですが、この03年、平成15年度以降のことだというふうに思っております。その件についてでございますが、県との管理委託契約につきましては、平成10年に締結いたしました契約、この委託期間につきましては平成14年度までの5年間となっております。この契約が最後となっております。この契約期間が満了します約一、二年前に当時の助役が北九州土木事務所のほうに行かれまして、次の契約です、平成15年度以降の管理業務委託に対しては芦屋町は受けられないと

いう旨の申し出をされているようでございます。そのために平成15年度から契約は締結をしておりません。

一時は草刈りなど全く行われていませんでした。しかし、A・B・C地区の2カ所にあります便所につきましては、衛生面の関係から芦屋町が清掃を継続して行っております。

福岡県からは緑地整備の当初の約束により、管理委託契約の継続の申し出などが芦屋町に対して行われてきておりましたが、当初の方針に基づきまして、継続の契約締結は行っておりません。平成15年度から現在まで緑地内の雑草の草刈りにつきましては、福岡県が予算の範囲内で必要に応じ行われているようでございます。

次は、要旨3番目でございますが、広大な緑地、この一部を除いて雑草が生い茂っているということで、周辺住民の方からも防災・防犯上において危惧する声が出ているようで、緑地の整備については早急な対応が必要であるということで、芦屋町はどのように考えているのかということでございますが、この件につきましては、芦屋町から福岡県、北九州土木事務所でございますが、のほうに必要に応じまして、防犯上、環境衛生の面から整備を行っていただくよう要望をいたす考えでございます。

以上でございます。

**○議長 横尾 武志君**

岡議員。

**○議員 6番 岡 夏子君**

まず、海浜公園遊歩道の砂除去について、町長からこれご質問、一般質問に対してご質問をいただくということはまれ、余りないことですが、私の書いている内容が理解できなかったということで補足説明をさせていただきます。

まず、町長がそのいわゆる県に返還するとはどういうことなのだという事ですから、とりあえずこの分を整理しますと、私はその覚書が変更されないまま町が平成15年から砂除去費用を抛出していることは契約違反になるかと、そういうふうを考える前提上、そうであればいわゆる15年から支出されました20年、20年度の分はたしか7月7日に精算がされているやに思いますが、その分までがいわゆる町が損害を被ったという認識です。ですから、これは前提が県がやる行為ですから、その金額を県に請求をしていただく。

ちょっと前後しましたが、まず——失礼しました。町にそういう金額が、20年度までの総額の金額が損害を、町に損害を被ったわけですから、その分をまずは執行責任者である町長がまず町に返還すると。そして、その分は県が当然払うべきものという私はスタンスですから、それを県に返還命令する——返還要求するということですね。

それで、今年の方はちょうど今遊歩道の除去作業が、工事が進められていますが、これはまだ

工事も終わってませんし、当然今年度の分は町は払うべきではないし、それは県に請求をすべきものだ。そういう意味でそういう言葉を使わしていただきました。

それと、引き続き、町長の疑問、あるいはこの私の文章の書き方のところで、町が行う、これに当面という言葉があるのとないのでは全然受けては違ったとらえ方するのではないかという意見ですが、これは当面と書いてても別にいいんです。わざと当面を外したわけではございません。ていうのは、ちょうど1年前の6月議会で、私このことを最後に確認をさせていただきました。いわゆる砂除去を、遊歩道の砂除去を芦屋町はずうっと引き続きやっているけれども、この根拠は何なのでしょうかとこのことを担当課長にお尋ねしました。

そうした際に、これはもう町民の方の議会だよりもこれは書いてあります。議事録もしっかりありますけれども、そのときに一応基本はこの県と取り交わした契約が前提で、それが有効です。正式にはですね、ちょっと待ってください。——これは、課長の答弁ですが、「別途契約を結んでいないため、現在の覚書や契約が有効となる。」こういう言葉をいただいているんですね。

ですから、これは当面であろうが、当面って言葉が入ってろうが入っていなかろうがこれ関係ないってことで、私はそういうスタンスで書かせていただきました。

それで、ちょっと質問のほうに入らせていただきます。

そのように、結局私としては前回の回答、そして今回に至るまでのいろんな町の姿勢やら見て、このことがこの、先ほど来言います1年前に質問してからこのことが真剣に協議されたのかどうか。先ほど来この覚書がある一方、こういうふうには県の許可を受けなきゃあならない際はそういう条件があると。だからこっちを優先したんだというふうにおっしゃってますが、私が1年前に質問した後、このことについては、もちろんトップの方も含めてご協議があったのでしょうか。それをお尋ねいたします。

#### ○議長 横尾 武志君

地域づくり課長。

#### ○地域づくり課長 内海 猛年君

ただいま岡議員の質問で、昨年6月の一般質問の折に確かに質問ございました。私がお答えしたのは、この海浜公園の管理委託契約書、これの第2項に——2条のほうに、「乙が管理委託施設を甲に返還することを申し出ない限り、この契約と同一の条件をもってさらに5年間延長するものとし、以後同様とする。」ということで、現在、この契約そのものは生きております。

ただ、先ほど申し上げましたように、当面という言葉のとり方ですね、それで我々といましては当面というものにあつたとしても、町といましてはやはり県でやってほしいという要望は常々ずっとやっております。それで、20年度におきまして、やはりずっと——先ほど申

し上げましたように港湾緑地との絡みが出てきてるものですから、ただ単に海浜公園の砂除去だけをとらえることができないという状況の中で、地域づくり課、それから環境住宅課、そして企画のほうも入りまして、今里浜づくりともあわせて中で現在協議を進めてるところです。まだどのような形でやるかという結論は出ておりませんが、先ほどのご質問の中では協議はやっている状況です。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

緑地の、緑地との関連ということでは2番目の質問とも関連してくるんですが、あくまでも私は、けさほど来ですね、財政難のことやらいろいろ町長も状況をご説明されましたけれども、とにかく行政処理、いわゆる事務処理として正しいかどうかということも一つには観点として私据えてるんですが、これにどうして緑地が関連してくるのか。というのは、後でまた2番目のところで入りますけれども、あくまでもこれは海浜公園の整備事業の中で、国とか県とかのところでいろいろやり取りをされてこられた。しかもこれは確かに年次的にも1年とか2年とかそういう前後したところで、県とそういういろんな取り決めをやってるから、かなり混同して扱ってあるんじゃないかと、私はそういうふうに思っております。

それで、先ほど町長の疑問点に対してちょっと説明はいたしましたが、そのことを踏まえて、町長に改めて2番目の質問をいたします。ご答弁よろしくをお願いします。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

質問の趣旨がよくわからなかったんですが、2項目めの質問をもう一度答えてくれっていうことですか。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

いや、2項目めの文章がわかりにくい、あるいは理解できないとおっしゃいますから、そのことを2回目の質問の冒頭で申し上げました。なんならもう一回申し上げますが、まずもって私は、その覚書なりを変更しないで15年度から遊歩道の除去を芦屋町がして費用を出していると。そのことでは15年度から昨年20年度分まではもう決算がされて、芦屋町が処理といいますか出したことになっています。そのことはいわゆる契約違反に当たるから、この分は町のトップであ

る町長さんは町に返さなければいけないじゃないかと。そして、当然そのことは前提が覚書、63年に結んだ覚書のあれにありますから、そのことを県に返還を要求すべきじゃあないか。そして、今年度分はまだ工事中ですから、当然検査を受けた後支払いが、まあ慣例であればされるところでしょうけど、そのスタンスに立てば今年度の分は払うべきではない、その分は県に請求すべきではないでしょうかと、そういう内容のものです。

以上です。

○議長 横尾 武志君

町長。

○町長 波多野茂丸君

先ほどの答えと今のお話では同じことしか言えませんが、前段省きますけど、芦屋町は維持管理に努める責務がある。よって、この支出行為は不当、違法には当たるとは考えていないということ再度申し上げるしかないわけでありまして。

で、ここで岡議員も資料出されてますけど、まずこの地図上の、皆さんのお手元に地図があると思うんですが、このまず⑤の海岸保全区域占用承認というピンクのところがあるわけですが、これは貸してくださいと言えば必ず契約書、そこに条件がつくのは世の常であるということは岡議員もご承知であろうかと思うわけでございますが、その中の条件に、「占用物件等の維持、修繕及び管理については占有者が責任を持って行う。」これがまずピンクのところであらうふううにうたっているわけでありまして。

それから、もう1点——それから、この5のこの黄色のところですかね。芦屋海岸遊歩道管理委託契約書。これは先ほど課長も触れましたが、ここの第4条2項、「前項の管理に要する費用は乙の負担とする。」乙というのは芦屋町。5条には、「甲は乙がこの契約に定める事項に反して認めるときはこの契約を解除することができる。」

さらに、先ほどの当面という言葉が出る、芦屋海岸遊歩道の飛砂対策に関する覚書。ここの第1項目め、「当該管理委託施設の機能回復のための飛砂除去については、当面甲において実施する。」これは県が実施するという覚書がついておるわけでございます。

以上、契約交わすときには必ずこういう条件がついて、そしてそれを町がまずお願いをした。お願いをして、そしてじゃあ管理は、後の管理は町がしましょうということで契約を交わしておるわけでございます。という以上のようなことで、この支出が不当、違法に当たるとは到底考えられないと思っております。

以上です。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

すべての事項に、行政の場合は特に県とか国とかからいろんな事業を受けたりお願いしてこういうふうに占用承認を受けるとか、そういうことで当然そういう契約はされてる。

ですが、これはもう年度を比較する確認はもうするのがちょっと時間ありませんが、町長がおっしゃるようにこの契約書の中には、当然この遊歩道の管理に対して、この黄色い部分ですよ。私どもがいただいている一番海側に近い、今遊歩道になってるところの。これを契約するんですから、このときにちょうど日付は一緒なんですよね。結局多分にこのことでは町の状況としては、冬場のあの季節風の激しいときの砂の飛砂による被害は——被害というか、その除去に関する費用は多大なものであるであろう。だから県と協議してこういう覚書ができたんだらうと思うんです。とにかく一応町長がおっしゃるように、管理はあとは芦屋のほうでするんだよというのが本契約ですし、その中でも飛砂に関しては多分町も憂慮して、県にお願いして当面という表現になったとしても、これを何らか、先ほどから課長もおっしゃるように、15年度からそういうことであれば18年度にもちょっと協議したけども、変更がされないままいってると。これがされてないということが私、違法行為だという前提ですので、これに時間を取られたらちょっと後ができませんので、緑地との関係もあると課長はおっしゃってますので、2番目の緑地のほうに入ります。

課長から緑地の状況をお話いただきました。とにかく通告書にも書いているように、これもまた平成15年度というね、本当にさっきの緑地とこう、緑地の関係と確かに年度的にダブってるんですが、平成15年から15、16、17、18、19、20、まあ今年に限っては21。7年間ははっきり言って管理がされてない状況なんです。

それで、今回この緑地のことに関しては県にも2回土木事務所に行きました。担当課のほうにも住民課長さんのほうにも行きましたが、とにかくびっくりしたり唖然としたりしたのは、これがまさに7年間放置されてあったからでしょうけど、県のほうも土木事務所の用地課のほうに資料がほとんどないんですね。私がきょうの参考資料の中の一番最後のページに、これまでかかった経費の一覧表を一番最後に入れさせていただいていると思いますが、この資料はどこから出てきているかという、先ほど課長がおっしゃいましたように、平成15年に更新をするに当たり、当時のいわゆる前町長が担当課長さんのほうに、とにかく今でどれだけ出しとんだよと。これをとりあえず全部まとめて出ささいという、そういう書類が私これ4年前に当時の担当課長さんからいただきました。この件に関しては、そのこともあわせて今回環境住宅課長さんのほうにもこれを持って行って、この件についてちょっと、今ごろではありますがちょっと数字が合わないんですよ、これ。どう考えたらいいんでしょうかということを申し上げましたけど、もう答弁を待つまでもなく書類がないんですね、この書類は。

それで、例えばこれは私の通告書のところにも関係してくるので、私通告書には、これは14年度まで支払われたのは8,200万円、これは課長もおっしゃいました。それをですね。8,200万円と書いてますが、この資料の経費の一番左から2番目ですね、年度と金額。この合計を見ますと4,742万4,787円。ところが右側の委託金額、それぞれ年度ごとに業務内容をこう内訳的に書いてあります。これのトータルとこっちのトータルが合わないんですね。というのは皆さん見ていただいて計算していただくというよりは、単純にですね平成6年——失礼しました。平成7年、6年というのはここに樹木管理委託が1,000万、ちょうど同じ金額です。平成7年、6年、そしてその下の平成5年1,100万、そして4年度も1,100万。これがですね、そして平成3年度まで、これがこの左側の金額の合計に反映されていないんですね。ですから、私はこれを確認しようがないんです。県にも行きました。県に行ってもこのことは実際町が管理するようになってましたから県には関係ないことですが、いずれにしてもこの書類も本当にずさん、この8,200万っていうのは右側を正しいものとすれば8,200万、この数字がおかしいのであれば左側の金額がまたおかしくなると。

とにかく、本当にあの緑地に関しては20年も経過してます。そしてしかもこの時期ですからすっごく緑が生えてきれいです。雑草も含めですね。ですが、これは本当にA地区、B地区、C地区と、先ほど課長が丁寧にご説明されましたけれども、A地区というのは一番浜に近いあの黒松の集団のあるところですね。そして、今ずうとなみかけ大橋にこう向かって走る病院からの新しい道が通っていますが、そのちょうど病院の前の大きな交差点から港湾に向かって行く右側のほうが、いわゆる望海団地の並びのあの辺一帯がB地区なんですね。ここにはソテツの道だとかハマボウ——ソテツの道、そしていろいろこういろんなモニュメントも含めてあるんですが、そして一番よい浜崎に近いところのですね、一番突端のほうが、これが憩いの広場みたいになって、とにかくちょっとした広場にイスが並べてあったりするんですけど、とにかく雑草が多いから、私もときどきいろんな意味で通るんですが、散歩される方はあの中を通られるのを見たことないですね。もうほとんど外側を散歩されるとか、そういうことですが、それだけ放置されているから結局こういう書類もないのかなと。

それで、これは——本題に入りますけど、この契約に関しては先ほど来遊歩道の関係とも——遊歩道のこととも関係してると。そして、最後の極めつけが里浜のことも出てきましたから、そのこととも関連。

このまず、緑地に関してはどういう目的でつくられたのか——まあ、ちょっとこの件については質問やめましょう。いわゆる港湾が確かに前年にですね、昭和61年、1980何年になる……。86年だと思いますけど、それができた翌年がこの緑地が整備されてるんですね。段階的にA、B、Cと。ですからこの間、先ほど数字をちょっと追っかけていきましたように、平成

7年度までとにかく樹木の管理費っていうのが膨大な額がかかっているということは想像だにできませんが、そういう問題もあって、今回のまた里浜の話になると混乱しますからあんまり言いたくないんですけども、この緑地に関してはじゃあ環境住宅課長さん、これマスタープラン、ここに公園緑地についてのテーマがありますよね。そしてこれは前半、後半に分けていろいろ変更があった場合、あるいはその年度ごとでも変更があった場合は、訂正がちゃんと私どものところに来るんですが、このマスタープラン総合振興計画、芦屋町の。総合振興計画の中にある公園緑地に関する取り組みの内容をご存知だったら教えてください。

○議長 横尾 武志君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 守田 俊次君

大変申し訳ございませんが、詳しく存じておりません。

以上です。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

それでは、ちょっと私のほうからお答えをさせていただきます。

この芦屋港湾の背後地の緑地につきましては、今、岡議員が言われますように、芦屋港湾ができるときに芦屋町として、港湾の背後地の残置部分について公園緑地として整備してほしいという芦屋町の要請に基づいて港湾の緑地ができたものだというふうに——定かではありませんがそのように思っております。

その後、この港湾が昭和61年に供用開始されたわけですが、そういった折にこの今のようないわゆる整備の約束というかそういうことができ、公園の整備は県がするけれども、あとの背後地のその緑地の整備については芦屋町でやってほしいと、こういうことの取り決めのもとに今日まで来たと思います。

それで、その後ずっと公園の整備は芦屋町の責任のもとで契約に基づいてやってもらったわけですが、今ご指摘のように公園の委託管理、樹木管理等々が非常に高額な金額になってきたということから、平成13年だったと思いますが、契約期間を満了する前に芦屋町として、私の前任の入江助役が北九土木事務所のほうに参りまして、契約のいわゆる解除の申し入れをしたやに思っております。

したがいまして、この契約のいわゆる満了まではぜひ町として履行してほしいというようなやり取りの中から、14年度末をもって、一応芦屋町としては契約満了に基づいて管理をやめたということでございます。

したがって、その後、ご指摘のように15年度以降は県が管理をせざるを得ないような状況になったと思いますが、芦屋町としてもこれの管理のあり方についてはずっと並行して協議をしてきたとございます。

それとあわせて、ちょっと砂の飛砂との兼ね合いもあるんですが、今の港湾の緑地の管理については、県の土木事務所の中で所管が用地課というところで管理をしております。

ところが、先ほどもう一つあります、地域づくり課長が申しました飛砂の関係、緑地ですね、遊歩道の管理につきましては、これは北九土木事務所のほうで所管が河川砂防課というところが管理をしとるわけですが、この緑地につきましては、ここにありますようにここも整備をした折に芦屋町として契約を結びまして管理をするということで、海浜公園の一角として使用してきた、芦屋町としてもその整備をしてもらって管理をしたわけですが、今言われるように予想外にその飛砂というか砂の堆積があることから、別途覚書の中で、それは芦屋町としても想定外の砂の除去するのは大変だということの中で、県が当面の間、そういうふうな飛砂についての除去についてもやろうということの中でお互いに履行してきたと。

そういうようなことの中で、先ほど言います緑地の契約を解除した折に、県としてはこの飛砂の除去契約、これについても解除したいという、ちょっと言えばたすきがけみたいな感じになりまして、この辺の関係2つがこう相絡むような形になりまして、この辺について2つとも県としてですね、県と芦屋町としてこの問題について根本的に協議をして解決させろということで協議をずっとやってまいりました。

そういうことの中で、今言いますように樹木の管理については県が予算の範囲内で管理をしてもらっとるし、私どももやれる部分についてはやってきた。

飛砂の関係については県がそういう状況で、15年度からいわゆる海浜公園の飛砂対策の抜本的な調査を行うということの中でやめたいというような話がありまして、この中で私どもが感じ取るのは、この抜本的な対策の一つのいわゆる施策としてですね、今あります、議論されとりまます里浜づくりの関係が一つの指標として出てきたのではないかという認識をしております。

したがって、ここら辺の里浜づくりの協議を——管理の関係等もございます——その協議をする過程の中で、今並行して港湾緑地の背後地の分、それから飛砂の問題、これを抜本的に解決しようということで、現在も北九州土木事務所と協議を続けておると、こういったところございます。

#### ○議員 6番 岡 夏子君

結局、抜本的なおっしゃいますけれども、この緑地そのものが2万数千平米で、園路といいですか、中に通ってる道ですね、これが2キロ近くある。こんだけの広さは、じゃあ今県はどういうふうに管理してるかということ、この15年度以降ですね。これも聞いて参りました。15年

ですから15年、16年、17年は年に多くて2回、最低1回草刈りをしてきました。そして18年度から20年度に関しては草刈り1回ずつですとそういう状況です。

それで、決して樹木の管理はされておられません。今、先ほど言いました緑が生えているとはいえ、私がいつもあそこを通るたびに異様に感じるのは、ちょっとこれは町のほうにも関連してるのでひとつ確認をとりたいんですが、ちょうど望海団地の正面ぐらいに位置するB地区の、いわゆるこっち側に一番近いところにですね、芦屋橋のかけかえに支障があるからということで、芦屋町及び山鹿側のほうの街路樹、これは私も名称を見てどういう木かよくわからないんですけど、ホルトの木、そしてケヤキ、そしてあとは横文字で書いてありました何とかというような樹木が300近く、これ移植されてますよね。仮移植。これもいちいち質問するほどもないので、時間がないので、あえてどうしてそういうことになったかということは前任の町長さんの意向が反映されて、とにかく伐採したり倒して根こそぎすることはならぬと、やっぱり次にでき上がるまでに仮移植していただくようにという県のほうは要請をいただいてそこに植えております。

で、ちっさいほうの木はほとんど雑草に隠れて確認することはできませんが、皆さん通られるときにあそこをちょっと横目で見てください。16本のケヤキとそのホルト、ほぼ同じような形をした枯れ木が13本、そのままぼろきれをかぶせられたような状況で立っています。その中のいわゆる3本だけ、これはホルトという、山鹿側のホルトですかね、それだけがかろうじて生き残っている状況です。ですから、その16本の大木、それも樹齢何年も立っているような大木が、仮にも向こうに移植されて22年3月が橋がかけかわる、いわゆる完工時期ですね。その後にもまたそれを移植して街路樹として植えられるのかどうかということでは当初から懸念を持っておりましたけれども、あの3本生きてるそのホルトの木でもこれされるのだろうか。そしてそれがどれだけかかったかということと560万かかっているんです。

前任の町長さんはいらっしゃいませんけれども、そういうのは町長——失礼しました。副町長。この状況と、今のかろうじて生きてる。これは専門家に言わせると、「これは生きてるだけで成長はできません。」とおっしゃってましたけれど、それをまたもとに戻されるつもりなんですか。ちょっとそこを質問いたします。

○議長 横尾 武志君

副町長。

○副町長 安高 直彦君

私が承知しておりますのは、芦屋橋のかけかえの折に、先ほど言いますようにケヤキの木だとかそういったものがかなり大きな木が植わって成長しておりました。これを県のほうとしては、先ほど言いますようになかなかつきにくいということで、もういわゆる除去をして、そしてもし完成後には新たな木を植栽をしたいという考え方が県のほうにはあったように思います。ただ、

あれだけ大きな育った木ですので、一応仮植えをして、そしてまた元に戻すというような形で、いわゆる仮植えの場所が、支障のない県の港湾の区域内になったというふうに思います。

したがいまして、今残っております元気な木っていうか、これは今後県が芦屋橋が完成した後にどこかに植栽を考えていると思いますが、それ以外のいわゆる木で枯れた部分、植栽をしなくてはいけない部分については、県のほうで補償工事といいますか、そういった原形、今までの従来の形をするための植栽については、芦屋町と協議の上、また植栽なりをされるものだというふうに思っております。

○議長 横尾 武志君

岡議員。

○議員 6番 岡 夏子君

とにかく先ほどから言うように16年度にそれが行われているんですね。その仮移植というか。またあれがどこやに行くかもしれない。それに560万かかり、これは町がやってないから当然私たちは知らないんです。予算がここに上ってこない。でも、要請は町長、前任の町長からあったということを県はおっしゃってましたけれども、そういうことで、またそれが県がどうにかするんだらうということよりも、もう県自体もあの緑地に持て余してるっていうのが実態ですよ。

ところが、本当に芦屋の町民の方、あるいは県内の方、よそから来られてあそこを利用する方は、本当に何とかあそこが憩いの場になるようにって思っていつも眺めてある方もいらっしゃるでしょうし、町内の方でも何人かはそれはいつも聞いてます。

ですから、あの緑地、一応前助役が契約をしないということを言いに行ったということを言っただけですけども、県はホルトの木も含めて、移植しただけで何の手当てもしてないからああいう状態になってるんですよ。

それで、あの緑化も含めて——緑化も含めてじゃない——緑地を芦屋町としてはどういうふうに位置づけをされていらっしゃるのかなど。もう20年たった今、すっごく間伐やら——草刈りやら、密集したところきれいにすればすっごくいい場所になると思いますが、ただ、午前中から出てます財政難とかいうことであれば、あのことをどうするのか、県のほうは昨年4月に着任された用地課の課長さんは、ちょっと余りにもこの契約がそのままになってるから町と協議しましょうということを4月25日、いや24日に助役さんもお見えになりましたと。で、一応去年の4月にはそういうふうに県のほうから要請してるんですがと。そして、先ほど来里浜構想で最近5月ぐらいにお会いになったときにその話も出ましたということでしたが、私としてはどうしてその3つがそれぞれ目的やら意義やらあってやってるのに何で一緒くたになる。これでまた先送りになって、問題先送りになる。ましてはその管理自体も県も町も持て余してる。それをまたこの里浜構想で3万6,000本。

ここのですね、ちょっと話が前後して申し訳ないんですが、緑地公園には2万本近く植えられているんですね。朽ちたり砂に埋もれたりしながら補植は芦屋がしたりして。それでそれが今何本なのかということも聞いても多分、調べてもいच्छゃらないからもうお答えできないと思いますが、とにかく芦屋町のこの緑地は、「景観配慮した町の中の公園とか緑地整備、遺跡を活用した公園整備などを推進していきます。」と、そして、「町駐車場及び花壇の整備をするなど特色ある公園にしていきます。」としながら、これは緑化運動の推進とかいうのもあるんですね。「道路景観、環境の向上を図るため、それぞれの地域に適した街路樹の規模とか種類などを検討しながら整備、育成に努めます。また、民有地における緑化を推進するため、住民の緑化意識を高めるよう広報紙などでPRを行います。」こういうことをうたいながら、このマスタープランができたのは平成13年から、もう来年でちょうど10年になるかと思います。その翌年にあそここの公園緑地はもう芦屋町はできませんと。ですから契約を解除したいと。町の姿勢が見えないんですよ、この緑化に対しての。

そういうことで、最後になります。今回の質問に先立って、先ほど来申し上げますように関係文書の資料請求をいたしました。が、県も町も余りに関連文書が少なく、県も含めて所管が緑地の現状把握に乏しく、適正な行政処理も行われておりません。県も町も緑地の管理についてずさんで無責任と言わざるを得ません。特に芦屋町が財政状況の悪化によって契約更新をしていないことではマスタープラン、先ほど申し上げました。そういう意味の緑地整備の協議が進んでいないと思われ問題が先送りされているだけです。町は早々に緑地整備の目的や意識をもう一度精査して、財政状況も含めた管理運営の方法をしっかりと庁舎内で協議して、県と協議すべきであると考えます。

以上で、私の一般質問を終わります。

**○議長 横尾 武志君**

以上で、岡議員の一般質問は終わりました。